

令和 8 年度
田村市地域 E C 基盤強化支援業務委託

仕様書

令和8年2月
福島県田村市

1. 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する、田村市地域EC基盤強化支援業務委託（以下「本業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2. 目的

市が令和5年度に1,123の事業所を対象に実施したアンケート調査分析結果によると、企業が今後強化していきたいと回答した項目の上位に、「人材確保・育成」、「市場開拓・販路開拓」、「製品・サービス開拓・独自性」、「経営戦略・企画力」が上げられている。その中でも36.0%の事業所が「雇用に対する支援」を上げており、企業からのヒアリング調査からは、人材の紹介、情報の共有、働く環境整備、研修機会の提供などが求められているとともに近隣への雇用人口流出も市が抱える構造的な課題として捉えている。

これらの課題に対し、これまでの行政主導による施策の展開から一転し、新たに経営者、経済団体、金融機関、学識経験者、事業者、経営指導員、市経営戦略アドバイザー等を構成員とする「エコノミックガーデニング田村本会議」と「エコノミックガーデニング田村実務者会合」を設置し、議論を重ねて、これまでに24の提案を受け、事業の具現化を進めている。

今回新たに提案を受けた事業を「生き残りをかけた中小企業成長戦略事業」として掲げ、製品発掘から新商品開発、販路拡大、ブランド化、雇用創出、経営者育成、起業支援、DX推進までの多岐にわたる専門課題を横断的かつ一貫した支援体系を構築し事業展開をする必要がある。

本業務においては、市内事業者の販売促進・販路拡大を目的に、レコメンド機能などの新規ECサイトでの運営を支援するとともに、SNS連携や商品プロモーション施策により、売上の増加、田村市特産品の認知度向上に向けた支援を行う。

3. 履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4. 委託額

本業務の委託額上限は、9,965,100円（消費税込）とする。

委託額の内訳は下記を目安とする。ただし、提出された提案が本事業の目的に資すると認められ、より適切な経費配分が必要と判断される場合は、当市と受託者が委託額および内訳を協議するものとする。

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

5. 業務内容

(1) 実施内容

- ① ECサイトに関するレコメンド機能などの新規運営提案
- ② 販路拡大に向けたバイヤーへの展示会出店、販促PRイベントへの出店への方針支援
- ③ 市認定特産品を活用した限定セット品等の販売などの新たな企画提案

- ④事業者育成及びスキルアップセミナーの開催（SNSの活用方法、商品の撮影方法等）への支援
- ⑤キャンペーン割引などの販売促進に関する企画提案
（費用は1,000,000円を超えない額とする。）
- ⑤事業者 BtoB 対応支援への提案
- ⑥その他、独自性のある提案
- (2) 実施体制・運営管理
 - ①業務実施体制、運営管理方法
- (3) 広報・情報発信
 - ①広報・情報発信の方法と効果
- (4) 調査・分析
 - ①調査・分析による効果
- (5) その他
 - ①その他、独自性のある企画を提案し、本業務に係る参加者からの問い合わせ等にも対応すること。

6. 成果物

- (1) 実施報告書 電子データ（PDF 形式）及び印刷物2部を納品
- (2) その他 サイト閲覧者、購入者等の分析データを含む本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

7. 納品場所

田村市産業部商工課
福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

8. 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。
ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。

- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9. 見積書作成要領

見積書の作成に当っては、本仕様書に基づいて作成すること。ただし、本仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

10. その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。